

令和6年第2回鹿嶋市農業委員会議事録

鹿嶋市農業委員会会長橋本正は、令和6年2月20日付を以って、同2月29日午後2時00分から鹿嶋市役所3階301会議室において、第2回鹿嶋市農業委員会総会を招集した。

議事日程

- 第1 会期の決定について
- 第2 議事録署名人の選任について
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 現況確認証明願（非農地証明）について
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について
- 第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第2号 農地法第5条の規定による許可の取消願について
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第4号 水戸地方法務局鹿嶋支局登記官からの農地の転用事実に関する照会回答について
- 報告第5号 鹿嶋市長からの農地の現況等についての照会回答について
- 報告第6号 制限除外の農地の移動届について
- 第5 決議案第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせについて

出席委員（13名）

1番	桐澤	いづみ	君	2番	笹本	真由美	君
3番	石津	彰	君	5番	山本	清治	君
6番	今村	太一	君	7番	大槻	勝敏	君
8番	出頭	勝美	君	10番	清宮	茂信	君
12番	笠貫	順一	君	13番	橋本	正	君
14番	野口	嘉徳	君	15番	大川	喜美	君
16番	永作	幸雄	君				

欠席委員（0名）

事務局職員出席者（3名）

事務局長	児島	教夫
事務局課長	宮内	大介
事務局主事	小林	優真

農林水産課出席者（1名）

農林水産課長	山口	和範
--------	----	----

会 議 の 経 過

(開会 午後2時00分)

議 長 ただいまの出席委員は、12名であり「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。

それでは、令和6年第2回鹿嶋市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 8番出頭勝美君より遅れる旨、届出がございました。

議 長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。最初に日程第1「会期の決定について」は、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

次に、日程第2「議事録署名人の選任について」は、議席順でございますので私から指名させていただきます。

2番笹本真由美君、3番石津彰君の両名を指名いたします。

会議書記として、事務局長児島教夫君を任命いたします。

次に、日程第3議案第1号ないし議案第4号を審議いたします。

議案に係る現地調査に関しましては、議案の審議に応じ逐次、報告を求めます。

なお、ご意見ご質問等発言する際は、鹿嶋市農業委員会規則第20条第2項の規定に基づき、自己の議席番号を告げ、指名されてから発言をお願いいたします。

議 長 日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

主事小林優真君。

主 事 はい。議案第1号に入る前に資料の訂正があります。議案第1号の番号1譲受人の職業欄ですが、団体職員となっておりますが農業兼団体職員となります。また、譲受人の住所ですが、大字名が●●となっておりますが大字●●です。大変失礼いたしました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご

説明いたします。

はじめに、番号1についてご説明いたします。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、贈与により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター2台、田植機1台、畦上機1台、農用トラック3台、農作業に従事する日数は年間150日、農地の所有につきましては、自作地約61アール、借入地約278アールでございます。申請地の作付け計画は水稻を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

つづきまして、番号2についてご説明いたします。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター1台、管理機1台、トラック4台、エンジンポンプ4台、フォークリフト1台、農作業に従事する日数は年間300日、農地の所有につきましては、自作地約57アール、借入地約446アールでございます。申請地の作付け計画はレンコンを予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

つづきまして、番号3についてご説明いたします。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター1台、耕運機1台、田植機1台、軽トラック1台、農作業に従事する日数は年間160日、農地の所有につきましては、自作地約349アールでございます。申請地の作付け計画は甘藷を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

最後に、番号4についてご説明いたします。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、農用トラック2台、農作業に従事する日数は年間180日、農地の

所有につきましては、自作地約671アールでございます。申請地の作付け計画は甘藷を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

説明は、以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ここで8番出頭勝美君の出席を報告します。(午後2時09分)

議 長 次に、担当地区委員の現地調査結果について、報告を求めます。

番号1志崎地内案件について、7番大槻勝敏君。

7番 はい、7番大槻です。2月27日火曜日に現地調査を行いました。元々は休耕地ではありましたが雑草等もきれいに抜かれており農地として復活は可能と思いますのでよろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 番号2津賀地内案件について、5番山本清治君。

5番 はい、山本です。26日に現地を確認してきました。きれいに整備されておりましたので、問題ないと思いますのでよろしくご審議お願いいたします。

議 長 番号3小山地内及び番号4荒野地内案件について、1番桐澤いづみ君。

1番 はい、桐澤です。2月28日に現地を調査してまいりました。番号3につきましては、現状は耕作放棄地のようになっておりしばらく使っていない状況になっておりますが、特に大きな木があるわけでもないので伐採してきれいにすれば耕作は可能であると判断いたしました。番号4につきましては、すぐに耕作ができる状態になっておりましたので問題はないと思います。以上です。

議 長 ご苦労様でした。ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第1号番号1ないし番号4について、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、議案第1号番号1ないし番号4については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議 長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

主事小林優真君。

主 事 それでは議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

はじめに番号1について、転用目的は自己用住宅でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と畑の点在する区域内にある生産性の低い小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。転用計画の内容ですが、現在アパート暮らしをしており、子供の成長に伴い手狭となるため自己用住宅を持ちたいとのことです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書及び都市計画法第29条第1項の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。資金計画としましては、借入金を受けることとしており、金融機関からの住宅ローン事前審査結果のお知らせ写しが添付されております。

つづきまして番号2について、転用目的は自己用住宅でございます。農地区分は、土地改良事業が施工され集团的に存在している区域内にある農振農用地でしたが、令和5年12月1日付けで除外されており、現在は第1種農地となっております。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。補足いたしますと、こちらの申請につきましては、令和5年10月28日開催の第10回農業委員会総会にて自己用住宅に転用する旨の議案が出されており許可相当と判断されておりました。今回改めて申請に至った理由としましては、10月の申請の際には使用貸借権の設定ということで許可を得ておりましたが、今回こちらを取り消して、贈与による所有権移転ということで改めて許可を得るための申請となっております。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農業振興地域整備計画変更の通知及び都市計画法第29条第1項の規定による開発行為許可申請書の写し、また、大野土地改良区から意見書の写しが添付されております。資金計画としましては、借入金を受けることとしており、金融機関からの住宅ローン正式申込のご案内写しが添付されております。

つづきまして番号3について、転用目的は自己用住宅敷地でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と畑の点在する区域内にある生産性の低い小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおり

です。転用計画の内容ですが、自己用住宅を新築するにあたり、進入路にあたる部分の地目が畑となっていることから農地転用申請に至ったものです。なお、自己用住宅を建築する隣接地、●●●●●●●●●●につきましては、登記地目及び現況地目ともに原野となっております。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書及び都市計画法第29条第1項の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。資金計画としましては、借入金を受けることとしており、金融機関からの住宅ローン事前審査結果のお知らせ写しが添付されております。

つづきまして番号4について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と畑の点在する区域内にある生産性の低い小集団の農地であるため、第2種農地と史料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。転用計画の内容ですが、今後土地の管理、耕作が難しく太陽光発電事業用地として有効活用したいと考え申請に至ったとのことです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より電力受給契約申込書の写し及び託送供給の承諾のお知らせ写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。

つづきまして番号5について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と畑の点在する区域内にある生産性の低い小集団の農地であるため、第2種農地と史料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。転用計画の内容ですが、今後土地の管理、耕作が難しく太陽光発電事業用地として有効活用したいと考え申請に至ったとのことです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より電力受給契約申込書の写し及び託送供給の承諾のお知らせ写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。

最後に番号6について、転用目的は自己用住宅でございます。農地区分は、

農業公共投資の対象となっていない住宅と畑の点在する区域内にある生産性の低い小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。転用計画の内容ですが、現在賃貸住宅に居住しているが、手狭になったため新たに自己用住宅を新築したいものになります。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書及び都市計画法第29条第1項の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。資金計画としましては、借入金を受けることとしており、金融機関からの住宅ローン事前審査結果のお知らせ写しが添付されております。

説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

3番石津彰君。

3番 はい、3番石津です。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」現地調査の結果をご報告いたします。

現地調査日は、2月19日月曜日でございます。調査委員につきましては、出頭会長代理、笹本委員、そして私と事務局より宮内課長、小林主事の5名で調査を行いました。申請人、申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1ないし6につきましては、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ご苦労様でした。

ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議長 石津委員に聞きます。5番について、大野土地改良区と湖岸北部土地改良区の境界の所のことですか。

3番 改良区には入っていないです。

議長 水路はありますか。

3番 水路はあります。農道と申請地の間に水路があります。水路は微妙なんです、これを埋めてもらっては大変困りますし端から跨いできちっとやらな

いと太陽光発電は持たないと思いますのでその辺は必ず注意して工事を
するのではないかと思います。

議 長 その点だけ許可出すときに気を付けてください。水路を埋められたり、法
面がなく水路との傍まで盛土してしまい崩れたことが今までにもありまし
た。苦情は土地改良区に来てしまいます。その辺だけはきちんとしていただ
きたい。

3 番 はい、議長。

議 長 3 番石津彰君。

3 番 参考までに一カ所約50センチ、田んぼの中に入るいわゆる農道がちょっ
とだけありました。あとは全部大丈夫です。水路だけは注意しないと大変課
題は多くなると思います。以上です。

1 6 番 はい、議長

議 長 1 6 番永作幸雄君。

1 6 番 はい、1 6 番永作です。今の番号5ですが、私もここを確認していますが、
ここは元々田んぼだった所です。今は草が生えており下の状態は分からない
ですが、この辺の田んぼを見ると大分水が溜まっているんです。ここ盛土す
るのかお聞きしたいです。

議 長 事務局小林優真君。

事 務 局 こちらの案件についてですが、現地調査した際にもそういった意見がござ
いまして、こちらの業者は先月も申請が出されており事前に土を盛るかどう
か申請時に確認しました。現時点では草刈等を行って現況利用するようであ
るお話をいただいている状況です。もし仮に盛土するようになった場合には
廃棄物対策課との事前協議と併せて農業委員会の方にも改めて申請が必要
であるという話はしている状況です。

1 6 番 はい、わかりました。

議 長 ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意
見ご質問等ございませんか。

議 長 それではお諮りいたします。

議案第2号番号1ないし番号6について、原案のとおり許可することにご
異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第2号番号1ないし番号6について、原案のとおり許可することと決定いたします。

議長 次に、議案第3号「現況確認証明願（非農地証明）について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

主事小林優真君。

主事 議案第3号「現況確認証明願（非農地証明）について」をご説明いたします。

願出人、願い出に係る土地の表示、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。本件土地は、農振農用地区域外の農地で、平成11年頃から山林となっておりますが、登記上の地目が畑となっていることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものであります。これらを確認する資料として、「平成11年5月30日撮影、空中写真」が添付されております。

次に、番号2をご説明いたします。願出人、願い出に係る土地の表示、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。本件土地は、農振農用地区域外の農地で、平成元年頃から雑種地となっておりますが、登記上の地目が畑となっていることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものであります。これらを確認する資料として、「平成14年10月14日撮影、空中写真」が添付されております。また、湖岸南部土地改良区内であったことから、湖岸南部土地改良区の意見書も併せて添付されております。

最後に、番号3をご説明いたします。願出人、願い出に係る土地の表示、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。本件土地は、農振農用地区域外の農地で、平成11年頃から原野となっておりますが、登記上の地目が畑となっていることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものであります。これらを確認する資料として、「平成11年5月30日撮影、空中写真」が添付されております。

以上、農地法関係事務処理の手引きに基づき「非農地となってから20年以上経過しているもの」等証明の範囲に該当すると思料されます。ご審議の

程，よろしく願いいたします。

議 長 なお，鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第7号の規定に基づき，現地調査が行なわれておりますので調査を担当した委員の報告を求めます。

3番石津彰君。

3番 はい，3番石津です。議案第3号「現況確認証明願（非農地証明）について」現地調査の結果をご報告いたします。

現地調査日及び調査委員につきましては，先程と同様でございます。願出人，願い出に係る土地，現在の利用状況，非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては，議案書記載のとおりでございます。番号1ないし番号3につきましては，事務局から添付書類等の説明を受け，現況を確認したところ，願い出のとおり非農地と認められると判断いたしました。

ご審議の程，よろしく願いいたします。

議 長 ご苦勞様でした。ただいま事務局の説明，調査を行った委員からの結果報告について，ご意見ご質問等ございませんか。

地元委員さん，ご意見ご質問等ございませんか。

それでは，お諮りいたします。

議案第3号番号1ないし番号3について，願い出のとおり証明することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め，議案第3番号1ないし番号3については，願い出のとおり証明することと決定いたします。

議 長 ここで野口委員にこの件に関しまして質問します。番号2について，面積が大きいですが清算金は終わったのですか。

14番 はい，終わりました。

議 長 次に，議案第4号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

課長宮内大介君。

課 長 それでは議案第4号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について」ご説明いた

します。

令和6年2月8日付け、鹿嶋市長より農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について、農業委員会の意見を求められております。農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 続いて、農林水産課に説明を求めます。

課長山口和範君。

課 長 議案第4号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

まず貸借期間3年未満の土地についてご説明します。畑の新規については2筆で面積が3,135平方メートルとなっております。次に、貸借期間3年から5年の土地についてご説明いたします。畑の新規については6筆で面積が5,590平方メートルとなっております。次に、貸借期間6年から10年の土地についてご説明いたします。田の新規については25筆で面積が37,862平方メートル、畑の新規については12筆で面積が29,714平方メートルとなっております。

この結果、田の新規については25筆で、面積が37,862平方メートル、畑の新規については20筆で、面積が38,439平方メートル、合計いたしますと45筆で、面積が76,301平方メートルとなっております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、議案第4号については、原案のとおり承認することと決定いたします。

議 長 次に、日程第4報告第1号ないし報告第6号についてであります。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」ないし報告第6号「制限除外の農地の移動届について」は、鹿嶋市農業委員会事務局処務規程第6条に基づき、専決処分いたしました。

議長 ただいまの報告につきまして、ご意見ご質問等ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 ないようですので、次に日程第5、決議案第1号「農業委員会の法令遵守の申し合わせについて」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局宮内大介君。

事務局 それでは、決議案第1号「農業委員会の法令遵守の申し合わせについて」ご説明いたします。

令和元年12月16日付け、茨城県農業会議会長より農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の実施および今後の対応について、県内全市町村に文書が送付されました。内容を要約しますと、度重なる農地転用に係る不祥事が発生したことを踏まえ、令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」を決議し、農業委員会組織として改めて綱紀粛正の徹底を図っていくことを確認しました。県内各市町村農業委員会総会においても決議を実施し、各委員が法令を遵守し、公正・公平な職務遂行による農地制度の適正執行に努められるよう徹底願います。また、毎年1回以上同様の取り組みを実施し、総会議事録に残すようお願いいたします。というものです。

これにより、今回も実施するものであります。

議長 次に農政部長より、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議文」を読み上げていただきます。

農政部長山本清治君。

農政部長 はい、山本です。それでは読み上げます。

決議案第1号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し，法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に，農業委員会法第31条の議事参与の制限，同第33条の議事録の公表を適切に実施して，農業委員会の議事の公正さを確保すること。
2. 農業委員，農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し，法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和6年2月29日

鹿嶋市農業委員会

議長 長 ただいま農政部長が読み上げた文面のとおり，決議することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 長 異議なしと認め，決議案第1号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ」のとおり決議することと決定いたします。

議長 長 これをもちまして，本日の日程は，全て終了いたしました。

議長 長 以上をもちまして，令和6年第2回鹿嶋市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後2時41分)

上記のとおり会議のてん末を記録し，署名する。

鹿 嶋 市 農 業 委 員 会 長

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人